

## 飛鳥井雅章の歌会作法書にみる後水尾院周辺

日高, 愛子  
佐賀大学文化教育学部 : 講師

<https://doi.org/10.15017/1516167>

---

出版情報 : 語文研究. 117, pp.28-40, 2014-06-13. 九州大学国語国文学会  
バージョン :  
権利関係 :



# 飛鳥井雅章の歌会作法書にみる後水尾院周辺

日 高 愛 子

近世前期、後水尾院歌壇において、その存在感を示した人物に飛鳥井雅章がいる。雅章は、慶長十六年（一六一一）にまさね雅庸の四男として出生した。初名は、雅昭。父雅庸は雅章が

六歳の時に薨去し、雅章は兄雅宣のまさつら猶子として、後に家督を継いだ。雅庸は蹴鞠道に秀で、後水尾院の蹴鞠道師範でもあったが、雅章もまた後水尾院歌壇のもと蹴鞠と和歌を能くした。明暦三年（一六五七）二月に後水尾院より古今伝受を授かったことはよく知られるところである。また、北村季吟などの門弟を抱えたことでも知られる。寛文元年（一六六一）から同十一年の十年間にわたり武家伝奏を務め、延宝五年（一六七七）に従一位に叙せられた。

この雅章を始めとする堂上歌人達と後水尾院との活動については、これまでも様々な研究がなされてきた。(注1)一方で、後

水尾院による宮廷文化再興の背景とその意義を考えるうえで、院を取り巻く天皇家の人々の文化的営為も軽視できないであろう。例えば、宮内庁書陵部に蔵される『飛鳥井雅親卿口伝』は、

此書者、飛鳥井雅章卿之東福門院江被進献候書也。(注2)

と本奥書にあるように、外題に「雅親卿」とあるのは後人による誤りであり、雅章が後水尾院の後である東福門院（一六〇七―一六七八）の所望を受け、短冊や懐紙の認め方などの歌会作法について簡略にまとめたものである。

また、内閣文庫と早稲田大学とに蔵される『飛鳥井家懐紙之法』(注3)の奥書には、

寛文三年五月十五日 藤原雅章書之

右之一巻者、飛鳥井雅章卿、依知門主尊光法親王之御懇望、調進之書也。尤不可出宮中之御事也。

寛文四年十月下旬 武田散位信俊判

とあり、寛文三年（一六六三）五月十五日に、雅章は後水尾院の皇子である尊光法親王（一六四五—一六八〇）の懇望によって懐紙・短冊の作法書を調進している。

いずれも後水尾院の周辺で、歌道家相伝の作法書を用いて短冊や懐紙の認め方などの歌会作法を学び、和歌を嗜んでいた様子を物語る資料である。

本稿では、この雅章による歌会作法書二種を繙きながら、東福門院及び尊光法親王と歌道家である雅章との関わりを明らかにし、後水尾院周辺の宮廷文化の在り方について考える。

## 一、雅章と東福門院

雅章の歌会作法書について具体的に見ていく前に、雅章と東福門院との接点について先ず触れておきたい。

東福門院は、江戸幕府第二代將軍徳川秀忠（一五七九—一六三二）の五女として江戸に生まれた。名は和子まわこ。誕生して

間もない頃から祖父家康によって入内が画策され、元和六年（一六二〇）に後水尾天皇に入内。寛永元年（一六二四）に中宮となり、同六年の天皇讓位に伴い、女院にんしんとなった。夫である後水尾院の影響を大いに受けたと見え、女院御所における歌会も度々催されている。

例えば、寛永七年（一六三〇）二月八日には女院御所にて和歌御会始が行われている。また、『後水尾天皇実録』同十年九月六日条には、

寛永十年九月五日、甲午、晴。昨日之時分、国母様へ伺公申候。先、烏丸重相へ立寄申候所に、飛鳥井、黄門、来臨に候。明日、於国母様七夜之御祝儀に和歌御会、防州内々被催候条、…（資勝卿記）

とあり、皇女菊宮の誕生を祝う和歌御会が催されたほか、同月二十日にも女院御所において和歌御会が催され、百首題を詠じている。その様子は、『編年史料』同十年九月二十日条に、次のように記される。

九月廿日、今日当御所にて歌の御会あり。但、御当座也。百首題にて候。御参の衆、二条殿・伏見殿・高松殿・八

条殿・九条右大将殿、是は御対面上段の間にて候。北の

方にて候。南の方には、鷹司太閤・三条前内府・西園寺

前内府、此三人にて候。其外、大中納言・宰相・三位・

頭中将・頭弁迄は次の間一列也。殿上人衆は右の座敷の

次の衆通に畳を敷、二行に並申候。上下六十に人あり。

此外、所勞の衆は宿にて哥御よみ候て被上候。午下刻に

初る。院様、先日のごとく、上段翠簾の内へ御忍にて被

為成候。御硯の蓋に、うちくもりの短冊、いつものごと

くた、み、すべて題は、飛鳥井中将被書候。…清書濟候て、

面々短冊、飛鳥井へ取渡候て取揃へ、硯の蓋に被並候。

(大内日記)

右の記事によれば、このとき雅章（飛鳥井中将）は題者を務め、参会者の中でもとりわけ重要な立場にあった。ちなみに、この寛永十年九月二十日の和歌御会の記録は、内閣文庫蔵『賜蘆拾葉』中に「東福門院百首」として残されており、雅章も「春雨」の題で次のような一首を詠じている。

折ふしの軒の雫にしられけり降とは見えぬ春雨のそら

また、九月六日の和歌御会前日の行事記録にも些か注目し

ておきたい記述がある。

寛永十年九月五日、甲午、晴。昨日之時分、国母様へ伺

公申候。…次御振舞候て、以後鞠始り申候。飛鳥井中将

殿、広橋弁殿、院之衆石京殿三人町の者三人、安田飛鳥

青侍也。…院にも御忍にて御見物之由也。鞠過て各退出

候也。(資勝卿記)

和歌御会の催される前日の九月五日に、東福門院の菊宮出産を祝う蹴鞠会が行われたことを示す記事であるが、ここにも雅章の名が参会者として記されている。このように和歌御会と併せて蹴鞠会が催されることからは、蹴鞠と和歌とがいに密接な関わりにあったかが察せられようが、ここでは東福門院にまつわる宮廷行事に雅章が重要な役として関わっていた事実を確認するに留めておく。

## 二、東福門院の和歌への関心と歌会作法書の相伝

前節では、雅章と東福門院との和歌や蹴鞠を通した関係について述べた。次に、東福門院が雅章へ所望し授かった『飛鳥井雅親卿口伝』について具体的に見ていきたい。

『飛鳥井雅親卿口伝』は、懐紙と短冊の書き様や認め方について三十一條から成る。稿者は先に、この外題に「雅親卿」とあるのは後人による誤りであると述べ、その根拠として、

此書者、飛鳥井雅章卿之東福門院江被進獻候書也。

という本奥書が存することを示した。加えて、第二の根拠として、

元和二年

九月十三日天神宝示 当座

という記述が本文中に確認できることが挙げられる。元和二年（一六一六）は、後水尾天皇の時代である。雅章が六歳の頃にあたり、雅親（一四一六―一四九〇）の口伝としては明らかに不審で、誤りとすべきであろう。

但し、その内容は、

一、懐紙一首の題の哥ならば、三行三字、二首題の哥二行七字に可書。但、飛鳥井家斗、三行五字、二行五字に書なり。

の如く、飛鳥井家に代々伝わってきた作法にまつわるものと考えてよく、雅親の口伝等がその源流となっていることもまた確かであろう。一方で、「元和二年」という相伝時期に比較的近い時代の歌会を事例として挙げるのは、代々家に伝わる歌会作法の内容を各々の時代に適応させることで、より実用性を持たせながら受者に理解させるためだと考えられる。

受者や所望に応じて作法内容を選択し伝えたことはそれ以外にも窺える。例えば、

一、女房のたんざくは、題ありとも下の句の字頭をさげてかくなり。もとより無題は下の句さぐる事、勿論也。

一、女房の懐紙の事やう、季書をも、題をも、主が名をも、か、ぬもの也。哥ばかりをちらしがきに書べし。

というような、女房の短冊・懐紙に関する作法の記述からも、本書が東福門院に授けられることを前提とし、相応の配慮をもってまとめられたことが想像できる。そのことは、

一、女房懐紙ちらし書の様体  
かめののをのやまの

いはねをとめて

おつる

滝のしら玉

千代のかず

かも

という女房の懐紙の散らし書きの作法を述べて巻末を締め括る構成からも看取されよう。また、右の作法に先立ち、

一、披講を二条家には甲乙とする也。冷泉家には乙甲とするなり。

とあり、歌会での披講について記すとともに、

一、大内にて昔は三曲の御会とて詩哥琴の三捧、清涼殿にて有之。今は詩を講ずるもの無之故に歌と琴とばかりあり。清涼殿にて此御会あれば、天下兵乱ありとて、今は別殿にてあり。

として、御所における和歌御会に関して触れている。恐らく雅章は相伝相手が東福門院であることを念頭に置き、東福門

院を中心に据えた女院御所での歌会を想定して作法内容を相伝したのであり、それが東福門院側の求めでもあったに違いない。

ただ、この相伝がいつ頃なされたかについては書中に記載もなく、定かではない。東福門院が和歌関連の書を所望した例としては、他に『集外三十六歌仙』が挙げられる。『集外三十六歌仙』は中世から近世初期までの地下歌人三十六人の歌を集め、絵を施したものだ<sup>(注6)</sup>が、その歌部分は東福門院の求めによる後水尾院の宸筆が元になっている。名古屋大学神宮學館文庫蔵本（外題は『嘉世舞』<sup>かせん</sup>）の本奥書には、

右歌仙者、依東福門院御懇望、為被慰染<sup>(慰)</sup>震翰者也。

寛文五年二月上旬 交野内匠頭写之。

とあり、寛文五年（一六六五）以前に東福門院が和歌関連の書を求めていた様子が窺える。

このほか、『後水尾天皇実録』寛永五年（一六二八）八月十日条には、

寛永五年八月十日、戊戌、雨降。申刻斗に中宮様より色紙四枚・短尺二枚清書仕候て、上可申候由、梅小路より

申来候也。

廿二日、庚戌、晴。午刻、少間村雨仕て晴、中宮様より歌仙三枚之内、一枚は大なる押絵、長三尺斗にて、ていのしたえ梅あり。僧正遍昭二枚は小さき押絵、公忠能宣朝臣、又色紙一枚、以梅小路被仰出候也。

廿三日、辛亥、晴。中宮様より被仰出候歌仙三枚、清書候て上申候。色紙一枚は書損候て、直申候故、上不申候。廿四日、壬子、晴。中宮様被仰出候色紙一枚、清書候て上申候。  
(資勝卿記)

とあり、日野資勝(一五七七—一六三九)に対し、三十六歌仙の和歌を色紙に清書するよう東福門院(中宮)から所望のあった様子が細かに記されている。(注)この年、東福門院は二十二歳。皇子出産を控えながら後水尾天皇の讓位の意思を徳川家光らに内々に伝えるなどした時期であった。翌六年十一月八日に天皇が讓位すると、その翌日に東福門院も院号宣下となった。東福門院にとっても安穩とできた時期のように思われぬが、和歌関連の書を所望する様子がこの頃から既に見られることは、東福門院の和歌に対する関心の高さを示すとともに、東福門院のもとで書や色紙を蒐集しようとする動きがあったのではないかと推察される。(注)

また、既述の雅章から尊光法親王へ授けられた『飛鳥井家懷紙之法』の卷末には、次のようにある。

一、团扇、其外、花がたの色紙には、常のうたをかくべきにあらず。建武二年艶書合の料にはじめて弃のめのと調進あるを、ことやうの事におぼして、ながく其料になり侍れば、常のうた書べき事、比興の義たるべし。色紙形のうち、短冊のうち、先年捧げまいらせ候椒房抄にくはしく侍れば、もらし侍る也。

寛文三年五月十五日 藤原雅章之書

「椒房」が皇后や女院御所を意味する語であることを踏まえるならば、「椒房抄」は皇后もしくは女院に授けた書の意と解せる。するとこれは、雅章が東福門院へ献上した先の『飛鳥井雅親卿口伝』のことを述べているのではあるまいか。色紙や短冊への歌の書き様に関して、以前東福門院へ献上した書に詳しく記しているため、今回尊光法親王に作法書を捧げるにあたっては、これらの内容について省略した、ということなのであろう。

確かに、雅章が東福門院へ献上した『飛鳥井雅親卿口伝』は、

一、短冊かきやう、上のもじを書いて、下の五文字にて筆をそめ、又、下の七文字にて墨を染なり。但、あまり墨くろにならざるやうに筆をそむべきなり。名乗にて、又、筆をそむるなり。

という記述から始まり、短冊の書き様や扱い方に関する内容が大半を占めている。但し、『飛鳥井雅親卿口伝』の残りの紙面は懷紙作法に関する内容に費やされていることから、色紙の認め方については、或いはこれとは別に相伝されたものがあつたのかもしれない。だが、右に述べたような推測が当たつているとすれば、『飛鳥井雅親卿口伝』が東福門院へ伝えられたのは、雅章が尊光法親王へ『飛鳥井家懷紙之法』を調進した寛文三年より数年前のことであつたと推定される。

### 三、尊光法親王への歌会作法書の相伝

さて、ここまで雅章が東福門院へ献上した作法書とその周辺記録から窺える様相について述べた。続いて、雅章が東福門院への作法相伝の後に尊光法親王へ調進した『飛鳥井家懷紙之法』について緋いてみたい。

『飛鳥井家懷紙之法』の冒頭には、次のようにある。

#### 懷紙之法

一、懷紙の仕立は家<sup>く</sup>の調進、或は里<sup>、</sup>亭<sup>、</sup>の調法、大概おなじきにて、いさ、かのかはりめ侍る事にて候へ共、当家に御習可被成との義、岩波少進武田散位介をもつて仰せ蒙り候へば、憚をかへりみず、調進をゆり侍る也。：

これは、巻末に、

右之一卷、飛鳥井雅章卿、依知門主尊光法親王之御懇望、調進之書也。尤不可出宮中之御事也。

寛文四年十月下旬 武田散位信俊判

とあるのと符合する。但し、寛文四年（一六六四）の元書写奥書にある「武田散位信俊」については疑問が残る。この「武田散位信俊」がもし武田信玄の甥川窪信俊（一五六四―一六三九）のことをいうのだとすれば、信俊の没年と書写年とに整合性がないことになる。また、尊光法親王の生年から考えても辻褄が合わず、現段階では不明とせざるを得ない。

尊光法親王は、後水尾院の皇子で、正保二年（一六四五）に生まれた。母は、四辻季繼（一五八一―一六三九）の女繼子である。幼名は榮宮<sup>よしのみや</sup>。第三代將軍徳川家光の猶子となり、

〔承応三年（一六五四）四月六日の親王宣下で良賢よかたの名を賜った。明暦二年（一六五六）五月八日、知恩院に入室、得度し、名を尊光と改めた。

『後水尾天皇実録』寛文二年（一六六二）三月二十五日条に、

尊光入道親王

寛文二年三月廿五日 為修学関東下向

（諸寺院上申、知恩院）

とあるように、尊光法親王は、寛文二年三月二十五日に修学のために関東へ赴き、同六年三月十七日に帰洛するまでの間、増上寺に身を置き、第四代將軍徳川家綱（一六四一—一六八〇）らにも度々面会している。本書が調進されたのも、この関東滞在中のことであった。

稿者の知り得る限り、尊光法親王はこれまで殆ど顧みられることのなかった人物ではないかと思われる。ましてその文事にかけては特段に触れられることもなく、記録自体も少ない。しかし、だからといって、尊光法親王が文芸的活動から疎遠であったと断ずるわけにもいかないだろう。神宮文庫蔵『柳葉和歌集』には、「知恩院門跡」として尊光法親王の歌も入集し、後水尾院近親の一人として尊光法親王もまた和歌を

嗜んだことが知られるのである。この『柳葉和歌集』には、尊光法親王のほか、守澄法親王、尊証法親王など、後水尾院の皇子達が名を連ね、父院の影響を皇子達も大いに受けていたことが想像される。

ここで改めて、『飛鳥井家懐紙之法』の冒頭の内容について押さえておきたい。そこには先ず、懐紙の認め方は「家〱」すなわち各々の歌の家に伝わる作法と、「里亭」すなわち宮廷における作法とがあり、僅かな相違があるだけだが、「武田散位」を通じて所望を受けたため、飛鳥井家の作法を調進することが述べられている。この冒頭部分で「里亭の調法」に言及しているのは、この書の受者が尊光法親王であるからにはかならないだろう。

本文は、以下のように続く。

御詠草に置ては、親王・入法、及王卿のへだて、あながちに待らず。もとより主上にはうちつけに小短冊にもものしたまへば、此例におよぶべからず。親王・入法、及び撰関のたぐひは、御詠草二行一句に書した、めて、タテマツル上イミヤの文字をはぶきて諱あるひは御法号を書給ふべきなり。：

傍点を付したように、親王や「入法」すなわち法親王の作法について取り上げており、このことは尊光法親王へ調進するにいかにも相応しい。また、

惣而、懷紙は三首までを書事、詠草とおなじ事也。其内に一首懷紙なれば、春日同詠若菜とかき侍る也。二首三首になれば、春日同二首和歌、或は詠三首和歌とかきて、題を端作にかき侍らず、一首づゝの前にかき侍るなり。

春日同詠「若菜」  
シユンシツオナシクヨメル ワカナト

和歌  
ヤマトウタ

とよむ事にて侍る。四季にしたがふて、或は、夏日、秋日とよむ事也。同といふ字は、各の心にて、御会、或は里亭の会に大勢通り題にてよむ時の事也。

とあることから分かるように、先の東福門院への相伝内容が女院御所での歌会を念頭においたものであったのと同様、尊光法親王の場合もやはり御所を中心とする歌会を想定した作法の相伝であったと思われる。

一方で、「当家に御習可被成」との尊光法親王の申し出に依えるかたちで、「当家」の作法に関しても、必要に応じて書き留めている。

王卿已下、八集ノワキニ上といふ字を細字に右のかたへよせて書事也。上ノ字ヲたてまつるとよみ成れる、**当家**に<sup>か</sup>ぎらず他流も同前なり。此もじをか、ぬは王卿已下よりはみるべき。宗匠相違ありて、儻墨を加へざる事と侍る也。

右は、天皇や公卿以下は「上」の字を細字で右端に書き添える作法が、飛鳥井家に限らず、他流でも通用の作法であることを述べている。「宗匠相違ありて…」とあるのは、宗匠家邸での歌会においても臨機応変な立ち居振る舞いができるようにとの配慮であろうか。また、次のようなものもある。

#### 「当家」の寸法

主上御製の御料は、図書寮の調進するところ、横二寸二分、豎壹尺二寸。

但し、主上の勅望によりては更に寸法きはまらざる也。

撰家、当職のときは、横二寸、豎壹尺一寸。

王卿已下、諸臣已上は、壹寸九分に壹尺、よのつねのことなり。二・冷の両家、や、もすれば通法をみだされ侍る也。或は**当家**と通用の事も侍る也。

これは、短冊の寸法について飛鳥井家に定まるところを述べたものである。「主上」すなわち天皇が図書寮で整えさせる短冊の寸法とともに、先の例と同じく、「王卿已下」の寸法を記し、飛鳥井家の寸法と二条・冷泉両家の用いる短冊の寸法とが時として違う場合のあることに言及している。だが、これらの飛鳥井流作法は、尊光法親王の求めに応じて、謂わば形式的に書き留められたに過ぎない側面もある。例えば、

懐紙の調法は書した、めて後に、紙のおくを一折の半におりて、十二おりに調進の事也。九十九三、よのつねの事なり。但し、当家、二行一句にもした、め侍る也。さして、かどたつふしもあらぬは、好むところにしたがひ、成り侍るなり。

として、飛鳥井流の懐紙の二行一句の書き方が記される部分では、差し障りがなければ好きなままに書き認めてもよいように説かれている。このような内容を見るに、実際の歌会における作法の有り様としては、宗匠家でない限り、各人の趣向に比較的寛容であったといえる。尊光法親王の雅章に対する所望は、歌会作法に関して飛鳥井流のものも併せて相伝されることではあったが、そこには実践的な作法の習得という

意図とは別に、歌道家に伝わるものを知識として取得しておきたいという考えもあったのではないかと思われるのである。最後に、今一つ触れておきたい。

一、惣じて、むかしは短冊の法侍らず。白川院、風流をもてなさせおはしてなん、小短冊とて色紙形にあしでがきなどをものしたまふて、あだうたの御製には、かならずもてなさせ給ひしなり。更にいまの短冊のごときにはさゞりけり。近代ことに風流をきはめたり。

短冊の作法について、昔は特に決まりのなかった例として、白河天皇（一〇五三—一一二九）が小短冊に葦手書きで歌を物したことを述べている。『後拾遺和歌集』や『金葉和歌集』を勅撰した白河天皇の名を挙げるのも、雅章が、尊光法親王という後水尾院の皇子に対して作法を説くことを意識してのことであろう。尊光法親王に天皇家における和歌の歴史を意識させるとともに、「近代ことに風流をきはめたり」と書き記すことで、近代の歌会が短冊などの処方も含めて様々に趣向を凝らし発展した様子を語っているようにも思われる。そのことは取りも直さず宮廷における歌会が天皇家一族にとって伝統の継承と繁栄とを示す重要な儀礼でもあったことを意味

しているのではなからうか。

#### 四、歌道伝受に伴う雅章と天皇家との繋がり

後水尾院のもと、歌道家としての地位を確立していた雅章に、后である東福門院や皇子尊光法親王もまた、歌道に関する知識の一環として作法書の相伝を求めた。その一つには、雅章の父雅庸が後水尾院の蹴鞠道師範でもあったため、後水尾院と飛鳥井家との繋がりが既に構築されていたこともあろうが、雅章が雅庸に劣らず歌・蹴鞠両道に堪能であったこと、加えて、天皇家と徳川幕府との架け橋の一つとして武家伝奏に任ぜられるなど、堂上において一際重要な存在にあったことが考えられる。それは、先述した東福門院の菊宮出産の祝賀に伴う蹴鞠会や和歌御会において雅章が果たした役割からも認められるであろうし、雅章が徳川家光の懇望に応じて『飛鳥井家秘伝集』の書写を許可していることなどからも想像されることである。

思えば、東福門院は徳川秀忠の女であり、尊光法親王もまた家光の猶子として徳川家ゆかりの人でもあった。そのような両者が相並んで堂上の歌会における作法を雅章に相伝されることを望んだのも興味深い。

また、『史料稿本』寛永十七年（一六四〇）三月二十日条には、

三月廿日、此時分より、日光下向之衆、東山道御下、但、東照権現様二十五年忌に付て也。 ……

一、阿弥陀経 知恩院門跡被遊候 勅使飛鳥井中将殿  
(大内日記)

という内容があり、徳川家康（東照権現様）の二十五回忌のため日光へ下った際、当時知恩院門跡であった後陽成天皇の皇子良純入道親王（俗名、八宮。徳川家康の猶子）の認めた阿弥陀経を雅章が勅使として奉じたことが記録されている。些末な事柄ではあるが、尊光法親王以前から知恩院門跡と雅章との関わりがあったことを知るうえで注目しておきたい。

東福門院の所望によってまとめられた『飛鳥井雅親卿口伝』は、女院のために女房衆に必要な短冊・懐紙の法を押さえ、作法の基礎を簡素に伝えるものであった。これは東福門院が女性であることに配慮したからであろうことは既に述べた通りである。尊光法親王の場合もまた、天皇とその親族や公衆の間で催される歌会を想定しての作法の相伝であり、そこには、尊光法親王の求めに応じて家の作法を伝えつつも、天皇家の一族としての伝統を尊光法親王に意識させるような

内容をも盛り込む雅章の配慮が垣間見える。

更に憶測を逞しくすると、東福門院にしても尊光法親王にしても、後水尾院より古今伝受を受けた雅章から作法を相伝されるということに意味を見出していたのではなからうか。

尊光法親王が作法書を求めた寛文三年以前の十年余りは、雅章が後水尾院との関係をより深くした時期でもある。承応二年（一六五三）九月に、雅章は後水尾院の勅命により『数量和歌集』を編んでいる。また、明暦二年（一六五六）八月から九月にかけて後水尾院の『伊勢物語』の講釈を道晃法親王らと聴講し、翌三年二月には道晃法親王・堯然法親王・岩倉具起と共に古今伝受を授かり、万治元年（一六五八）五月から六月にかけて『詠歌大概』の講釈を後水尾院より受けている。更にその翌年の万治二年五月一日から寛文二年四月七日まで、後水尾院の指導による和歌稽古会（いわゆる「万治御点」）に雅章も出席したほか、寛文元年（一六六一）五月には後水尾院の『百人一首』の講釈を後西院らと共に聴講し、同三年四月には『源氏物語』に用いられる語句について後水尾院の注釈を烏丸資慶と受けている。

雅章に作法書を調進させた寛文三年当時、尊光法親王が未だ十九歳であったことから、それ以前の時期に相伝するには適齢でなかったことも無論あるが、雅章が後水尾院からの

歌道伝受を一通り終えた後に尊光法親王へ作法書を相伝していることは留意すべきであろう。

東福門院の作法書の所望はいつ頃であるのか、具体的には不明だが、本稿では、寛文三年の数年前とする見方を示した。東福門院への作法書の相伝も、雅章が古今伝受を受けた後、尊光法親王への作法書相伝に程遠からぬ時期であったとするならば、明暦から寛文年間にかけて、後水尾院による歌道伝受をきっかけに、雅章と後水尾院を始めとする天皇家の人々との歌道を通した繋がりが格段に強まった時期であったといえるだろう。

いまだ確定しない問題も残るが、いずれにせよ、雅章の書き残した作法書二種からは、後水尾院とその周辺歌人達だけでなく、更にその周囲にいる天皇家の人々の和歌活動の一端を見ることがができる。実際に、東福門院は女院御所において歌会を度々催し、その記録も残されるなど、断片的ではあるが、そうした活動の形跡を今に確認することができる。他方、尊光法親王においては、その和歌が兄弟達と共に神宮文庫蔵『柳葉和歌集』に収められていることは先に触れた如くであり、僅かながらもその痕跡を探ることができる。延宝八年（一六八〇）に三十六歳の若さで入寂したこともあって、現存する和歌も少なく、これまで後水尾院の皇子としても殆ど注目

されずにきた感があるが、雅章が残した作法書からは、後水尾院の周辺で、歌道に触れ、和歌に親しんだ天皇家の一員としての姿が映し出されるのである。そしてそれは、個々の中で収まるものではなく、後水尾院の歌壇活動と密接に関わり合うのは勿論のこと、時として徳川家とも微かな関わりを持ちながら拡がりを見せたものと思われる。後水尾院の時代における文化的興隆を考えると、その背景にこうした人々の営みのあったことも見過ごしてはならないであろう。

注

注1 熊倉功夫『後水尾院』（朝日評伝選、一九八二年。のち、『後水

尾天皇』（同時代ライブラリー170、岩波書店、一九九四年）、鈴木

木健一『近世堂上歌壇の研究』（汲古書院、一九九六）など参照。

注2 以下、引用の際、私に句読点・濁点等を付した。

注3 早稲田大学蔵本は外題に「飛鳥井家懐紙書法」とある。両書共に内題に「懐紙之法」とあることに鑑み、内閣文庫本の外題を以て称す。なお、引用も内閣文庫本により、私に句読点・濁点等を付した。

注4 東福門院については、久保貴子『徳川和子』（吉川弘文館、二

〇〇八年）など参照。

注5 一首懐紙を三行五字書きとする飛鳥井家の作法については、武

井和人「一首懐紙書式雑纂」（埼玉大学紀要 人文科学篇）三

三号、一九八四年。のち、『中世和歌の文献学的研究』（笠間書

院、一九八九年）、酒井茂幸「飛鳥井家の一首懐紙三行五字説

再考」（『研究と資料』六五号、二〇一一年）など参照。

注6 但し、伝本によっては、後西院撰とする奥書を持つものもある。

注7 引用は、名古屋大学附属図書館HP電子化資料による。「交野内匠頭」は交野時久。

注8 引用本文中の「梅小路」について、梅小路家の人物で考えるならば、後水尾院近臣の梅小路定矩（一六一九—一六九五）が挙げられるが、不明。或いは東福門院付きの女房か。

注9 花房美紀「東福門院の和歌の趣向について——手鑑類、屏風絵など下賜品を手がかりに——」（『鹿島美術財団年報』二四号、二〇〇六年）では、東福門院の下賜品からも和歌の高い教養が

うかがえることが指摘されている。

（ひだか あいこ・佐賀大学文化教育学部講師）